

(様式第1号)

平成27年度 芦屋市子ども・子育て会議 第1回確認部会 会議録

日 時	平成27年9月28日(月) 14:00~15:00
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出席者	部会長 寺見 陽子 委員 小西 理恵子 委員 武田 和子 委員 松尾 未央 委員 堀江 賀代  事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部主幹 和泉 みどり こども・健康部主幹, 学校教育部主幹 中塚 景子 こども・健康部子育て推進課施設整備係長 田中 孝之 こども・健康部子育て推進課政策係長 阿南 尚子 こども・健康部子育て推進課主査, 学校教育部学校教育課主査 山中 朱美 こども・健康部子育て推進課施設整備係主事 井村 元泰 こども・健康部子育て推進課政策係主事 高松 靖子
事務局	こども・健康部子育て推進課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

- (1) 小規模保育事業について
- (2) 小規模保育事業の認可・確認について
- (3) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 施設型給付の概要と仕組み
- 資料2-1 芦屋市家庭的保育事業等 最低基準調書 (HANA保育園)
- 資料2-2 芦屋市家庭的保育事業等 最低基準調書 (ニチイキッズ芦屋保育園)
- 資料2-3 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認について

### 3 審議経過

#### <開会>

##### (1) 開会の挨拶

#### 【事務局から開会の挨拶】

##### (2) 会議運営上の説明

#### 【事務局より会議の運営等について説明】

#### <議題>

##### (1) 小規模保育事業について

(部会長) 議題1「小規模保育事業について」事務局から説明をお願いします。

(事務局田中) 小規模保育事業とはという説明をさせていただく前に、この確認部会の位置づけについて、6月9日に開催いたしました今年度第1回目の芦屋市子ども・子育て会議においてご説明させていただいておりますが、改めて簡単に振り返りだけをして、議題1の本題に入りたいと思います。

この部会というものですが、本来子ども・子育て会議で必要な議題について全員で協議するところですが、子ども・子育て会議の構成が19人と大人数なこともあり、各論については人数を絞った部会形式で議論を進めるといった考え方から、この部会を設置することとさせていただきました。

そして、次に、この「確認部会」では、主に2点、委員の皆様からご意見をお聴きしたいと思います。

一つ目が、小規模保育事業を含めた家庭的保育事業等の認可についてです。児童福祉法第34条の15第3項に、「市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。」旨が規定されています。本市においては、児童福祉審議会に代わる審議会として芦屋市子ども・子育て会議を位置づけておりますことから、小規模保育事業を含めた家庭的保育事業等の認可についてご意見をお聴きするものです。

そして、2つ目ですが、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項では、「市長は、幼稚園・認可保育所・認定こども園といった施設や、小規模保育事業を含めた家庭的保育事業等が、新制度の対象施設として利用定員を定めるときには子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。」旨が規定されています。これら新制度の対象施設・事業として「確認」することについてご意見をお聴きするものです。

なお、私立幼稚園につきましては、新制度の対象施設となるか、従来型の兵庫県からの私学助成で運営される幼稚園でされるかは、各園の意向に沿うこととなっておりますことを申し添えておきます。

それでは、議題1の本題であります小規模保育事業について説明いたします。

て、次の議題2へつなげていきたいと思っております。資料1「施設型給付の概要と仕組み」をご覧ください。

こちらの資料は、本日参考資料としてお配りしておりますが、国が発行している「子ども・子育て支援新制度ハンドブック施設・事業者向け」からの抜粋になっております。1ページの上段の図を見ていただきたいのですが、新制度では施設型給付（上側）と地域型保育給付（下側）という2種類の制度があります。上側の「施設型給付」には、認定こども園・幼稚園・保育所が分類されます。それと下側の「地域型保育給付」には小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育が分類されております。

この地域型保育ですが、裏面の2ページをご覧ください。ここでは、地域型保育の4つの事業類型について特筆されたページになっております。いずれも、対象年齢が0～2歳児ということで共通しておりますが、上から順に小規模保育事業は定員が6～19人の事業、家庭的保育事業は定員が1～5人の事業、それから事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業とございます。

そして、これらは「市の認可事業」となっておりますので、市の条例で定めた認可基準についてまとめておりますので、3ページをご覧ください。このページでは小規模保育事業の「認可基準」を、県の認可する認可保育所の基準と比較できるようなスタイルで表示しております。小規模保育事業はさらにA型・B型・C型と3つに分類され、それぞれの認可基準がございます。現在市で小規模保育事業を公募する際は、A型又はB型としておりますので、これらについて説明させていただきます。ただ、現時点ではB型の事業所はございません。

まず、職員数については、A型・B型ともに認可保育所の配置基準にプラス1名を配置いただきます。資格については、A型は保育士資格を求め、B型は2分の1以上の保育士資格を求めます。その他の保育従事者は市が指定する研修を修了いただいた上で保育に従事いただきます。

次に保育室等の面積についてですが、認可保育所の場合0・1歳児については1人あたり乳児室は1.65㎡、ほふく室は3.3㎡ということですが、その点A型・B型ともに0・1歳児は3.3㎡以上となっております。

それから給食についてですが、連携施設からの搬入も認められるということとなっております。

この「連携施設」について少しここで用語の解説を挟んでおきますと、小規模保育事業は、定員が19人以下と規模が小さいことや、0～2歳児の受け入れ事業という特性を踏まえ、①保育内容の支援、②卒園後の受皿の役割があります。①については具体的には、給食の搬入、嘱託医による合同健康診断、園庭開放、合同保育、小規模保育の保育士が急病の場合等における後方支援が挙げられます。②については、平成31年度末まではその設定を定めないことができる経過措置があります。

それから4ページですが、小規模保育事業以外のその他の3つの事業である家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業の認可基準を記載しておりますが、本日の議題には関係がございませんので、説明は割愛させていただきます。

このように、新制度では、兵庫県が認可する幼稚園・保育所・認定こども園といった教育・保育施設とは別に、芦屋市が認可するものとして小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4種類の事業があり、さらにその小規

模保育事業はA型・B型・C型の3つの類型に分類されるというものです。議題1の説明は以上です。

(部会長) ありがとうございました。何かご質問はございますか。

【質問・意見なし】

(部会長) ではよろしくお願ひいたします。

(2) 小規模保育事業の認可・確認について

(事務局田中) それでは、資料2-1「芦屋市家庭的保育事業等最低基準調書」をご覧ください。

こちらは、HANA保育園についてです。もともと定員20人の認可外保育施設であった事業所でございますが、この度の小規模保育事業を開園するにともない、認可外保育施設は廃止されました。物件は、戸建て住宅の1階部分となっておりますので保育室は全て1階でございます。

事業の種類はこのHANA保育園は小規模保育事業A型になっています。連携施設は、芦屋市茶屋之町5-15にございます「社会福祉法人山の子会茶屋保育園」です。連携内容につきましては、卒園後の受皿という役割ではなく、相談や助言による支援といった保育内容の支援についてです。定員は16人で、内訳は0歳児5人、1歳児5人、2歳児6人です。

施設・設備について説明します。お部屋は年齢ごとに専用室があります。幼児用のトイレについては一つですが、それとは別に、大人用のトイレに子どもも使えるような仕様になっています。屋外遊戯場は敷地内のお庭が該当します。建物の構造は木造3階建ての1階部分。耐火構造ではありませんが、消火設備が設置されており、施設に関する消防の検査は済んでおります。給食は自園調理で対応いただきます。

続きまして資料2-2をご覧ください。こちらは、ニチイキッズ芦屋保育園についてです。場所は国道2号線に面し、市民センターの向い側の物件のビルの2階部分です。こちらは12月1日開園予定です。

事業の種類は小規模保育事業A型。連携施設は、先程のHANA保育園と同じで「社会福祉法人山の子会茶屋保育園」です。連携内容につきましても、卒園後の受皿という役割ではなく、相談や助言による支援といった保育内容の支援についてです。定員は19人で、内訳は0歳児6人、1歳児6人、2歳児7人です。

施設・設備について説明します。お部屋は0歳のお部屋と、1・2歳のお部屋となっております。幼児用のトイレについては、2つ設置される予定です。屋外遊戯場は公光公園をご利用される予定です。公光公園の場所ですが、ニチイキッズ芦屋保育園から2号線をわたり、南に約150m行った場所に公光公園があります。屋外遊戯場の設置については、保育所の認可基準と同様に、付近の代替地の利用が可能となっております。

建物の構造は鉄筋コンクリート4階建ての2階部分です。2階に保育室を設ける場合は、耐火構造か準耐火構造の建物でなければなりません。この建物は耐火建築物ということを確認しています。給食は自園調理で対応いただきま

す。2階にお部屋を作る場合なのですが、転落防止設備というものを求めています。それにつきましては、二方向避難のために常用の屋内階段だけでなく、避難用として屋外階段を設置いただくことになっています。その屋外階段に幅10cmで「手すり子」がつかますので、隙間から子どもが転落しないような設計になっております。

冒頭に申し上げましたが、こちらの小規模保育事業については開園が12月1日となっております。施設の改修は完了しておりませんが、認定こども園や保育所の認可事例に倣い、本日の確認部会でのご意見を踏まえ、現時点では認可の内定という扱いとしまして、今後改修工事の完了検査を行い、正式にすべての確認が終えた後に正式に認可するというにしたいと考えております。

以上が新たに認可しようとしている2つの事業所です。

次に、資料2-3「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認について」をご覧ください。この2つの事業所の利用定員については、先程申し上げましたが、この2つの事業所を加えた新制度対応の市内施設の総定員を書いています。表の一番下の「総計」という行で表示しております。1号認定1,720人、2号認定665人、3号認定は0歳児113人、1・2歳児379人となります。

これだけの利用定員を設定して供給過剰にならないかという点につきましては、9月1日時点での待機児童数が、0歳児：47人、1歳児：59人、2歳児：30人、参考までに3・4・5歳児も申し上げますと、3歳児：28人、4歳児：5人、5歳児：3人の計172人となっておりますので、必要な利用定員として確認できると考えております。

最後になりますが、今年度の公募による整備予定は、3か所としております。HANA保育園とニチイキッズ芦屋保育園については、5月の公募案件において選定された事業者でございますので、残りの1か所については9月15日から再度公募を開始し、精道圏域又は潮見圏域での募集を行っております。事業の種別につきましては、前回同様A型又はB型とし、開園予定日は平成28年4月1日までに開園としております。この事業者が選定されましたら、今年度末頃に再度その件での認可・確認のための部会を開催させていただきたいと考えております。その際は日程調整を含め、またご連絡させていただきますので、今後ともよろしく願いいたします。

議題2の説明は以上です。

(部会長) HANA保育園については遊戯場に出る動線が気になります。2歳児は歩くこともでき、自分で動きたがる時期なので、園庭に出るにはぐるっと回らなければならない上、段差や樹木、垣根もあり、危険な気がします。かなり細い道なので大人ならばコントロールが効きますが、子どもがここまで1人で出てくることは難しいので、例えば、遊具が置いてあるベランダから階段で出られるようにするといったことを要求することはできますか。

(事務局田中) 認可基準上はそのような条件はないのですが、子どもの安全を確保するという観点でいただいたご意見については、事業者にお伝えさせていただきたいと思っております。

(部会長) 家庭的な雰囲気は素敵だとは思いますが、部屋が分かれていて見通しがきかず、子どもがすべて見えません。目を離れた拍子や保育士が全員いなくなったとき、一つの部屋に子どもがいてけがをしても気がつかないということもあ

り得ます。例えば、ニチイさんの場合は入ってすぐにすべての保育室の見通しがききます。そういった点を配慮されるようにお伝えいただけたらと思います。

(小西委員) HANA保育園については、家庭的な雰囲気はよいと思ったのですが、ドアが引き戸ではないものが多く、ドアの向こうに子どもがいるときなどに見通しが効かないことや指を挟む危険があります。子どもの手だとすぐに切れてしまうので、このようなドアの場合は対策していただけたらと思います。

ニチイキッズ芦屋保育園について、2号線のすぐ近くの公光公園を園庭として使われるということですが、子どもを連れて大きな道路を渡る際の引率方法をお聴きした方がよいと思います。例えば、保育士は2人体制で必ず行くなどの対策をしているのでしょうか。また、屋内階段について大人用の手すりがついていますが、その下に子ども用の手すりも付けることは可能でしょうか。普段エレベーターを使われていても、避難時などに子どもが高い手すりを持って下りると、子どもの目線の手すりがあるのとではまったく違うと思います。

(事務局田中) HANA保育園の開き戸への対策とニチイキッズ芦屋保育園の子ども用の手すりについては、ご意見があったことをお伝えさせていただきます。

次に、公光公園まで同行する保育士の数なのですが、屋外遊戯場に移動するときの体制等は書面を事業者に渡し、どのような形で引率し公園を利用するのかという計画は提出していただこうと考えております。

(武田委員) 建物の耐火構造についてはクリアできているのですが、耐震構造は必要ではないのですか。

(事務局田中) 耐震につきましては、昭和56年に耐震法が変わりまして、新耐震法に準拠した建物であるということをお今回の整備の条件にしておりますので、耐震基準はいずれも満たしているのご理解いただけたらと思います。

(堀江委員) 圏域ごとの待機児童数はどのようになっていますか。

(事務局田中) 圏域ごとで申し上げますと、9月1日時点で、0歳から5歳児まで、山手圏域では65名、精道圏域では68名、潮見圏域では28名、市外で11名、合計172名となっています。

(堀江委員) 市内の認可保育所では定員を超えた受け入れをされていますが、あゆみSEIDO保育園と蓮美幼児学園打出プリメールの2か所とも定員が割れた状態での運営となっており、蓮美幼児学園芦屋打出プリメールについては定員12名のうち7名という形で受け入れられているので、経営状況はどうか、来年度もきちんと運営できるのか。そして、待機児童がいるにもかかわらず、なぜ空きがあるのでしょうか。

(事務局田中) 来年の事業計画につきましては、現段階ではあゆみSEIDO保育園も蓮美幼児学園芦屋打出プリメールも閉園するといったご相談は受けていませんので、当然続けていただけるものと考えておりますし、今回整備する2つの事業者さんも今後も続けていかれるということで事業に応募していただいていると考えておりますので、いずれの事業者も継続されると考えています。

(堀江委員) 市全体でみると待機児童は多数いるにもかかわらず、小規模保育事業やグループ型家庭的保育は定員に空きがあるので、それは圏域によるずれなのか、または小規模保育事業だからということがあるのか。他市や全国版の新聞でも小規模保育事業が始まって以降「3歳の壁」が出てきて、蓮美幼児学園芦屋打出プリメールなどは2歳児の定員が5人のところ、在籍が1人もいないということなので、今後の芦屋市の待機児童対策として小規模保育事業を整備していくと

ということで本当によいのでしょうか。

(事務局三井) 待機児童を分析しましたところ、直近10年を見ましても0～2歳児が圧倒的に多いです。そこで、一つは0歳から2歳までの受皿を小規模保育事業という形で早急に対応していきます。保育所を作ったとすれば今度は逆に3～5歳が空いてしまうということにもなります。ただ、0～2歳までの小規模などの施設を作っていくと、3歳の受皿をどのようにするのかということになってきますので、こちらについても並行して作っていかなければなりません。本市は、子ども・子育て支援事業計画のなかでは、認定こども園という仕組みを使いながら、あわせて整備していくこととしています。認定こども園は待機児童解消の方法でもあり、教育を希望する3歳の子どもの受皿でもあると、市では考えております。

次に、なぜ小規模保育事業所を整備しているにも関わらず入らないのかということですが、一つは周知が十分にできていないことかと思われま。当然、整備した後は待機されている方にお知らせしておりますが、どうしても新しい施設となるとすぐには入らないです。もう一つは、新年度に4月入所できなかった場合、多くの方が認可外保育所への入所や育児休業を延長するなどの手立てをとられています。ですから5月以降に空きが出て入所を希望される方は4月入所より少なくなります。小規模保育事業所が今年度の4月からスタートしましたが、周知できたのは3月の終わり頃でした。多くの方はどこか決まっている状態だったと考えられます。今後も待機児童の推移を見ながらやらなければなりません。整備はまだ必要と考えております。

また、3歳の壁についてですが、小規模保育事業では事業者が連携施設を見つけてくることを義務付けており、連携施設の役割の一つとして3～5歳の受皿があります。市では3～5歳の受皿について5年間の経過措置を設けており、経過措置がなくなると各園でどこか連携施設を指定していただくというのが現在の条例上の考え方です。ただ、現在見つからないものが5年後に見つかるのかという話になりますと、それについては我々も大きな課題があると認識しております。しかし、現在の制度では5年間の経過措置となりますので、その間は利用調整で対応することになりますが、希望通りの施設に入所できるかどうかは別として、市内で行くところがなくなってしまうように市内の施設に入所できるようにご案内します。

(堀江委員) なんとか調整がうまくいくようにと思います。

(武田委員) 待機児童数を教えていただいたのですが、認可外保育施設に入所されている方は入っていますか。

(事務局田中) 先ほど申し上げました数といいますのが、市に入所したい旨届けを出したうえで入れなかった方なので、例えば、認可外保育施設に行かれています方が市に保育所の入所申込みを出さずに行かれた場合は先ほど申し上げた数には入りません。

(部会長) 特に質問がないようでしたら、第1回確認部会でニチイ学館さんとHANA保育園さんの施設の認可を下すことにつきまして確認をとれたということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(部会長) では、先ほど出ました意見について、できるだけお伝えいただき、法的な規制はかかっていませんので今後の運営上の留意事項としてお伝えいただけたいと思います。事務局から何かありますでしょうか。

**【事務局から連絡事項】**

(部会長) それでは時間になりましたので、本日の会議は終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。